

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 9 日

全国健康保険協会 }
健康保険組合 } 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 7 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
試行運用対象事務手続の本格運用開始期日
並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

日頃より、医療保険制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）に関して、令和 7 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の対象となる事務手続の一覧等が、デジタル庁において別紙のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。各保険者におかれては、各所管手続について、これらの資料をご参照の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、運用開始日については、令和 7 年 10 月 14 日とされていますので、併せてお知らせします。

< 【別紙 1－2 関係】医療保険制度において試行運用が継続される事務手続 >
※年金関係の情報連携を行う事務手続

別紙における項番	管理番号	事務手続名
1	1-74	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定
2	1-80	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定
3	3-53	船員保険の被保険者の被扶養者の認定
4	3-59	船員保険の被保険者の被扶養者の認定

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 9 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局保険課

令和 7 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく
試行運用対象事務手続の本格運用開始期日
並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

日頃より、医療保険制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）に関して、令和 7 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の対象となる事務手続の一覧等が、デジタル庁において別紙のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。貴法人におかれては、各所管手続について、これらの資料をご参照の上、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、運用開始日については、令和 7 年 10 月 14 日とされていますので、併せてお知らせします。